

令和 8 年度
大阪市住宅等の脱炭素化促進事業補助金
対象事業 4
(令和 7 年度補正 DR 家庭用蓄電池事業対応)
公募要領
令和 8 年 (2026 年) 8 月

【交付申請期間】

令和 8 年 8 月 10 日 (月) ～令和 9 年 1 月 8 日 (金) 正午

ただし、予算がなくなり次第終了します。

【注意事項】

* この補助金は国の補助事業である「令和 7 年度補正 DR 家庭用蓄電池事業」(SII:一般社団法人環境共創イニシアチブと DNP:大日本印刷株式会社が執行団体として執り行う補助金交付事業) の交付決定を受けた大阪市内の住戸を対象としています。ただし、この大阪市補助金の独自の要件があります。

* 交付申請、補助金支払いの申請手続きは、蓄電池を販売した事業者が責任をもって、蓄電池の需要家やリース会社と協力して実施してください。

大阪市省エネ補助金事務局

((一社) 環境技術普及促進協会内)

目 次

1	事業概要	1
2	事業の流れ	1
3	重要なお知らせ（※国制度との関係）	1
4	補助対象事業者・申請者	2
5	交付申請する者の要件	2
6	補助金交付の対象設備・工事	2
7	補助金額の算出と上限額	3
8	補助金の交付と還元	3
9	事業スケジュールと手続きの全体フロー	3
10	交付申請、実績報告（兼、請求）手続き方法等	4
11	補助金の併用	6
12	効果検証への協力	6
13	取得財産等の管理と処分の制限	6
14	書類の保管義務	6
15	その他注意事項	6
	別紙 1	8

【お問い合わせ先等】

大阪市省エネ補助金事務局（（一社）環境技術普及促進協会内）

コールセンター

TEL : 050-3669-0995

（平日 9:00 ～ 17:00、年末年始を除く）

事務局ホームページ（お問い合わせフォームへのリンク）

<https://www.eta.or.jp/osaka/2026/house/index.php>



はじめに

大阪市省エネ補助金事務局（以下「事務局」）は、大阪市から省エネ・省 CO₂ 加速化支援事業費補助金の交付を受け、令和 8 年度大阪市住宅等の脱炭素化促進事業に関する補助金を交付する事業（以下「本補助事業」）を交付規程^{※1}及び実施要領^{※2}に基づき実施します。

本補助事業の概要、対象事業、応募方法及びその他の留意事項は、この公募要領に記載しておりますので、よく読んで手続きをお願いします。

※1 令和 8 年度省エネ・省 CO₂ 加速化支援事業費補助金 住宅等の脱炭素化促進事業及び中小企業の省エネ・省 CO₂ 加速化支援事業交付規程

※2 省エネ・省 CO₂ 加速化支援事業実施要領

1 事業概要

DR（ディマンドリスポンス）家庭用蓄電池の導入を加速させることで、早期に家庭の省エネルギー化や社会全体のエネルギーの有効活用を図り、大阪市の 2030 年度の温室効果ガス排出量削減目標達成に貢献するとともに、関連産業の競争力強化や経済成長を実現し GX を加速させることなどを本補助事業の目的としています。

本補助事業では、国の「令和 7 年度補正 DR 家庭用蓄電池事業」の交付決定を受けた家庭用蓄電池の設備、設置工事を対象として、大阪市が独自に上乗せして補助を行う制度となっており、国の審査結果に連動して補助金を交付します。

2 事業の流れ

大阪市に所在する住宅等に、DR 家庭用蓄電池を設置し使用する者（以下、需要家等）が、蓄電池販売事業者（以下、共同実施事業者）と国の「令和 7 年度補正 DR 家庭用蓄電池事業」へ参加し、交付決定を受けた者が本補助金の交付を申請することができます。本事業についても国事業と同様に、共同実施事業者が販売契約を締結後、責任をもって交付申請を行ってください。なお、補助金の支払いについては事業実施が完了し、国事業において交付額決定通知を受けた後に、改めて実績報告（兼、請求）を申請していただきます。補助金は需要家等に交付されます。

なお、リース会社との契約により家庭用蓄電池を設置し使用する場合は、リース会社も共同申請者となり申請するとともに、補助金はリース料に充てることとし、補助金はリース会社に交付されます。

3 重要なお知らせ（※国制度との関係）

国の「令和 7 年度補正 DR 家庭用蓄電池事業」は、令和 7 年度補正予算で実施されていますが、本補助事業は、大阪市の令和 8 年度予算で実施します。また、国の「令和 7 年度補正 DR 家庭用蓄電池事業」については、令和 8 年 5 月 29 日をもって予算額に達したため、公募を終了しております。したがって、販売会社と蓄電池の販売契約もしくはリース

会社とのリース契約を令和 8 年 4 月 1 日以降に締結され、国の事業において交付決定を受けた者に限り、本補助事業への申請が可能となります。

4 補助対象事業者・申請者

- ・本事業では、DR 家庭用蓄電システムを新規で導入する需要家等が補助対象事業者となります。また、需要家等と家庭用蓄電池システムの売買契約を締結する販売事業者が共同実施事業者となり、需要家等と共に交付申請、実績報告（兼、請求）を行うこととします。
- ・共同実施事業者は、交付申請手続き、補助事業の実施～完了、実績報告、国事業額確定通知後の申請等、一連の手続きを需要家等と責任をもって遂行するものとします。
- ・リース等により補助対象設備を導入する場合は、リース会社も共同申請者として登録が必要です。
- ・需要家等は、蓄電池アグリケーターと DR 契約を締結するか、小売り電気事業者が提供する DR メニューに加入する必要があります。

5 交付申請する者の要件

本補助金の交付申請をする者（販売事業者等）は、次の要件を全て満たすこととします。

- ① 国の令和 7 年度補正 DR 家庭用蓄電池事業に交付申請を行い、交付決定通知を受けていること。
- ② 需要家等と販売契約を完了していること。
- ③ 本補助金申請にあたって、需要家等に同意を得ていること。
- ④ 需要家、リース会社などの共同実施事業者や共同申請者に、本補助事業申請に係る個人情報を提供することの同意を得ていること。
- ⑤ 本補助金交付内容について需要家とあらかじめ合意を得ていること。
- ⑥ リース契約については、リース料の減額等の金額が明確であること。
- ⑦ 別紙に示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者。

6 補助金交付の対象設備・工事

本補助金交付の対象設備は、次の要件を全て満たすこととします。

- ① 大阪市内に所在する住宅において、本事業の実施のために新規で導入される蓄電池であること。
- ② 各種法令等に準拠し、設置される蓄電池であること。
- ③ DR に対応可能な蓄電池であること。
- ④ 蓄電池購入価格と工事費の合計が 12.5 万円/kWh 以下であること。（税抜き）

- ⑤ 令和 8 年（2026 年）4 月 1 日以降に蓄電池の販売契約もしくはリース契約された設備であること。

（②～④は国事業に準拠）

7 補助金額の算出と上限額

- ・ 補助金額は蓄電池 1 台につき 3 万円/kWh に蓄電容量（初期実効容量 kWh）を乗じた金額です。（補助対象経費は設備費、工事費（税抜き）です）
- ・ 補助金額の上限は、1 申請あたり 30 万円です。

【補助金額の確定方法（国補助等との併用）】

当該工事の補助対象経費から国の補助額を差し引いた額（申請者の実質負担額）が、補助額を下回る場合は、その実質負担額を最終的な補助金額とします。

※算出された金額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、切り捨てとします。

【申請回数に関する注意事項】

国と同様、重複申請はできません。

8 補助金の交付と還元

国の「令和 7 年度補正 DR 家庭用蓄電池事業」と同様、本補助金は蓄電池需要家またはリース契約会社に交付されます。リース契約の場合は、リース代金が減額される（補助金が充当される）ことが確認できる書類を提出していただきます。

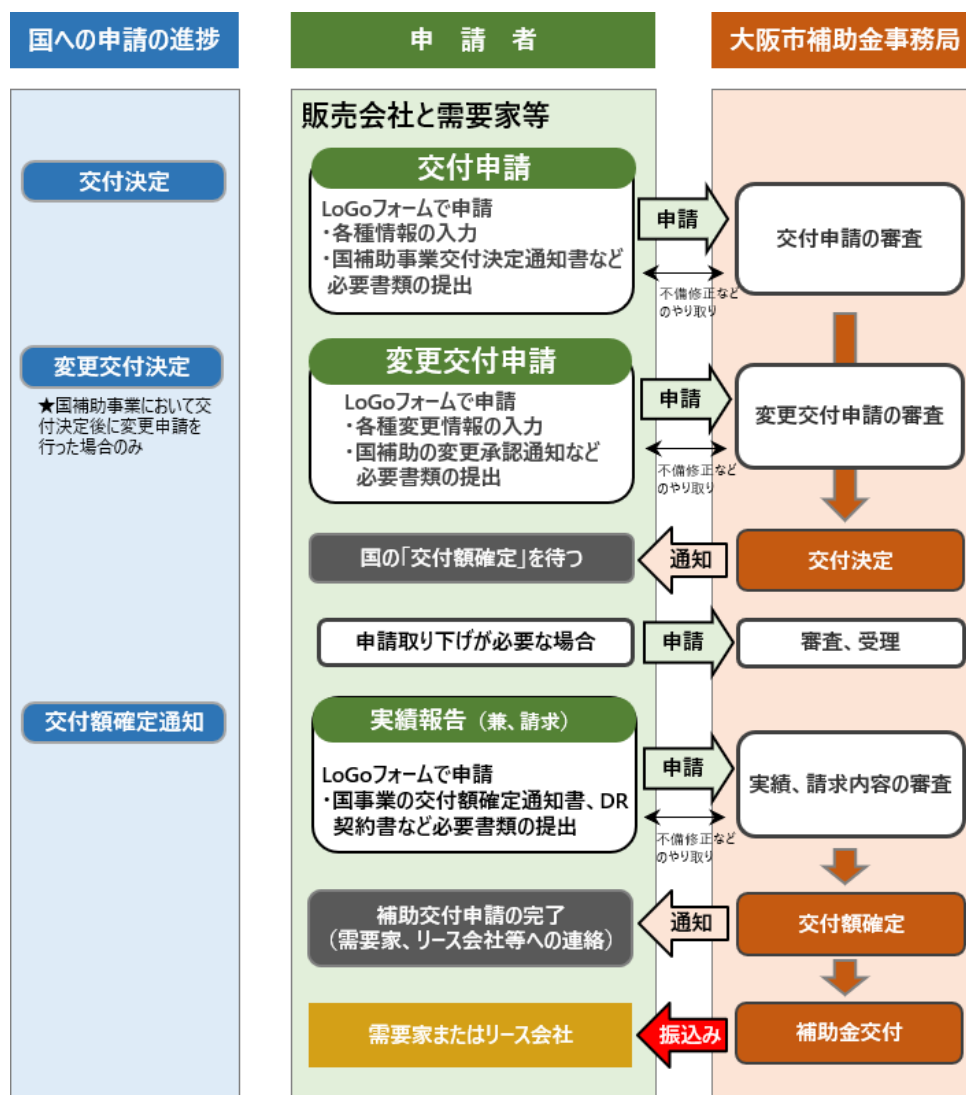
また、クレジット契約により蓄電池システムを導入される需要家等については、交付された補助金を個別クレジット契約に基づく債務の弁済金にあてていただくことが必要です。

9 事業スケジュールと手続きの全体フロー

（1）事業スケジュール

- ・ 交付申請：令和 8 年 8 月 10 日（月）～令和 9 年 1 月 8 日（金）正午
- ・ 対象事業：令和 8 年 4 月 1 日以降に、蓄電池の販売契約またはリース契約を締結していること
- ・ 実績報告：国の補助金交付額確定通知書を受領後、令和 9 年 2 月 28 日まで
- ・ 補助金交付：実績報告書（兼、請求書）の申請後、概ね 1 か月以内（令和 9 年 3 月 31 日まで）

(2) 手続きの全体フロー



10 交付申請、実績報告（兼、請求）手続き方法等

(1) 手続きを行う者

DR 家庭用蓄電システムを新規で導入する需要家等（補助金申請者）と蓄電地を販売する事業者が共同実施事業者となり、交付申請を行います。

交付申請、実績報告（兼、請求）の手続は共同実施事業者が責任をもって遂行するものとします。また、リース等により補助対象設備を導入する場合は、リース事業者も共同申請者として登録を行ってください。

(2) 手続き方法：オンライン申請フォーム（LoGo フォーム）から申請

- ① LoGo アカウント登録：「LoGo フォーム」という電子申請システムで申請していただきます。アカウント登録をしていただいたうえで、申請フォームの入力が可能になります。アカウント登録方法は、本補助金事務局のホームページに掲載しておりますので、確認してください。
 - ② 交付申請：国の補助事業において交付決定を受け、蓄電池の販売契約もしくはリース契約が完了した後、申請してください。
 - ③ 実績報告（兼、請求）：国の補助事業において完了実績報告がされ、交付額決定通知を受けた後、申請してください。
- (①、②を実施いただき、本補助金事業の交付決定通知を受領後、③の申請を行ってください。②と③を同時に申請することはできません)

なお、本事業において交付決定通知を受けた者が、何らかの理由により交付申請を取り下げる場合は、所定の書式を添付のうえその旨を申請してください。

(3) 手続き内容

①主な申請入力内容

- 蓄電池所有者、使用者の情報
- 共同実施事業者（蓄電池販売事業者：交付申請、実績報告者）の情報
- 蓄電池設置住所（使用者住所と異なる場合は、設備設置許可書が必要）
- 設置される蓄電池の情報（メーカー名、型番、蓄電池容量など）
- 国補助事業への申請内容（補助対象経費、補助金申請内容など）
- 補助金振込口座情報

②主な提出が必要な書類（写しの添付）

< 交付申請時、交付申請内容の変更時 >

- 国補助事業で提出された共同実施事業契約への同意書類
- 国事業の交付決定通知
- 販売契約書（リースにより蓄電池を使用の場合は、リース契約書）
- 実施体制図
- 口座証明書類
- 国事業において、交付決定後に変更があった場合の申請書、認定書

< 完了実績報告（兼支払い請求）時 >

- DR 契約書もしくはメニュー加入書
- 国事業の実績報告書
- 国事業の交付額決定通知書

11 補助金の併用

本補助事業は、大阪市の他の補助金（国費が充当されていないもの）の交付を重複して受けることはできません（国費が充当されている国の他の補助制度等との併用は可能です）。

詳しくは、大阪市の他の補助金の交付要綱等でご確認ください。

12 効果検証への協力

共同事業者等は、事業完了後、大阪市が実施する二酸化炭素削減効果に関する効果検証等において、大阪市（大阪市から委託を受けた民間事業者を含みます。）及び事務局から検証に必要な情報提供の指示があった場合には、協力しなければなりません。

13 取得財産等の管理と処分の制限

(1) 取得財産等の処分の制限

本補助事業の交付を受けた共同事業者および補助事業者は、補助事業完了後から6年間、本事務局の承認なく、本補助事業の交付を受けた補助対象製品を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、または廃棄してはいけません。

ただし、本補助事業の交付を受けた補助対象製品を設置する住宅を、住宅として販売、譲渡または貸し付け等を行う場合を除きます。

上記に該当する可能性がある場合、事前に事務局にご相談ください。

(2) 取得財産等の管理

蓄電池の所有者は、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ってください。

14 書類の保管義務

補助事業者は、本補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び以下の証拠書類を、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間適切に保存しなければなりません。

交付決定通知書及び交付額確定通知書

15 その他注意事項

(1) 立入検査等

大阪市又は事務局の職員は、予算執行の適正を期するため必要があるときは、報告をさせ、又は事務所等に立ち入り、帳簿書類等を検査することがあります。

(2) 個人情報等の利用目的

取得した個人情報等は、申請に係る事務処理、通知・連絡、アンケート等の調

査、適正な執行の確認に利用します。また、重複受給の確認等のため、国及び国の間接補助事業を実施している事務局等へ提供する場合があります。

(3) 交付決定の取消し及び補助金の返還・延滞金

申請内容に虚偽があった場合や、補助金を他の用途に使用した場合、その他交付規程に違反する行為があった場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の返還を命じます。返還期限内に納付がない場合は、大阪市規則に準じて加算金や延滞金が徴収される場合があります。

(4) 疑義等が生じた場合の対応について

本公募要領に明記されていない事態（交付決定後の事業内容の変更や中止、申請の取下げ、氏名・名称や住所の変更など）が発生した場合や、手続きにおいて不明な点が生じた場合は、自己判断で処理せず、必ず事前に事務局へお問い合わせいただき、その判断や指示を仰いでください。

別紙 1

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- （１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成３年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- （２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- （３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- （４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。